

お 知 ら せ

算定基礎届について

(算定基礎届)

例年どおり、社会保険の標準報酬月額定時決定手続（算定基礎届の提出）を 7 月に行います。この手続では、4 月～6 月の報酬額を届出しますので、6 月支払いの給与が確定しましたらお知らせ下さい。算定基礎届を提出することにより、9 月分以降の保険料（標準報酬月額）が決定します。

なお、届出の対象（報酬）に該当するか否かなど、ご不明な点はお問い合わせ下さい。

賞与支払届について

(賞与支払届)

賞与を支給したときは「賞与支払届」を提出します。また、予定月に賞与の支払いがない場合でも「不支給」の届出が必要になります。

対象となる賞与は、賃金、給料、俸給、手当、ボーナスその他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるものとして、年 3 回以下の支給のものを指します。

就業規則や給与規程などで予め年 4 回以上支給されるものについては原則として標準報酬月額の対象となり賃金として加算をします。また、労働の対償とみなされない結婚祝金や災害見舞金などの恩恵的なものは対象外です。

基礎年金番号がない方の社会保険の手続きについて

協会けんぽ管掌事業所において、20 歳未満の方など基礎年金番号をお持ちでない方の資格取得届・被扶養者異動届（追加）を行う場合、届出の際にマイナンバーの記載が必要となります。

特に、出生によりお子様を扶養に入れる場合、マイナンバーが交付されるまでに時間が掛ってしまいます。その場合は出生届を提出した時点でマイナンバーが振られているため、その場でマイナンバー付き住民票の交付申請をすることにより確認ができます（休日夜間受付や代理人による届出の場合は、即日交付されません）。

なお、日本に入国されたばかりの外国人の方についても、転入届を市区町村に出したことにより、住民登録とマイナンバーの附番がなされるため、同様に確認することができます。

以上の内容および給与・賞与計算に関するお問合せやご相談は
吉田宏司事務所（03-3274-0656 y-jimusho@fukusikyokai.com）までご連絡ください。